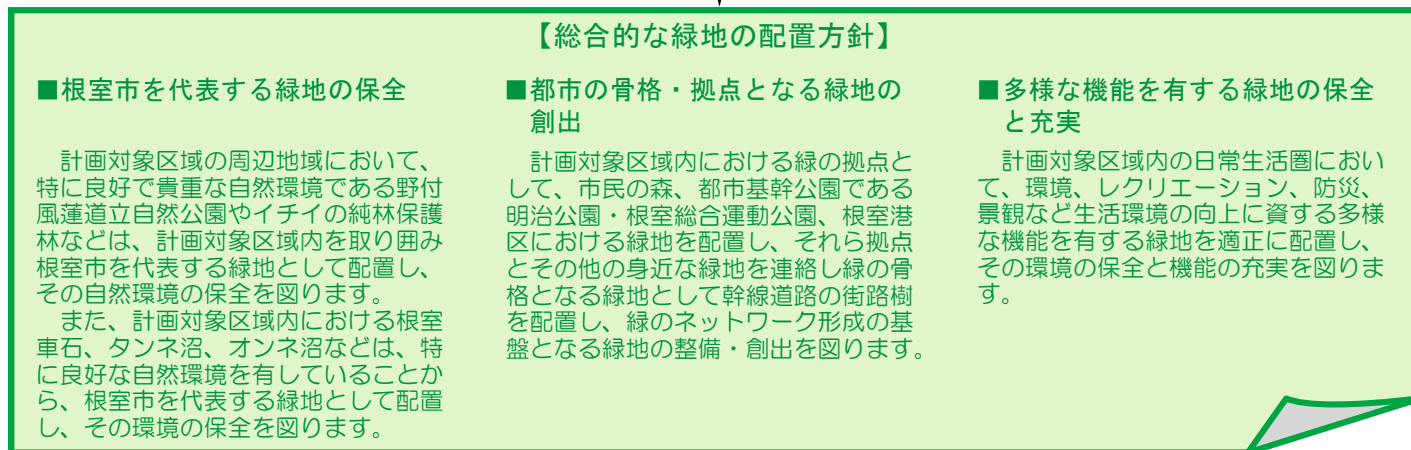
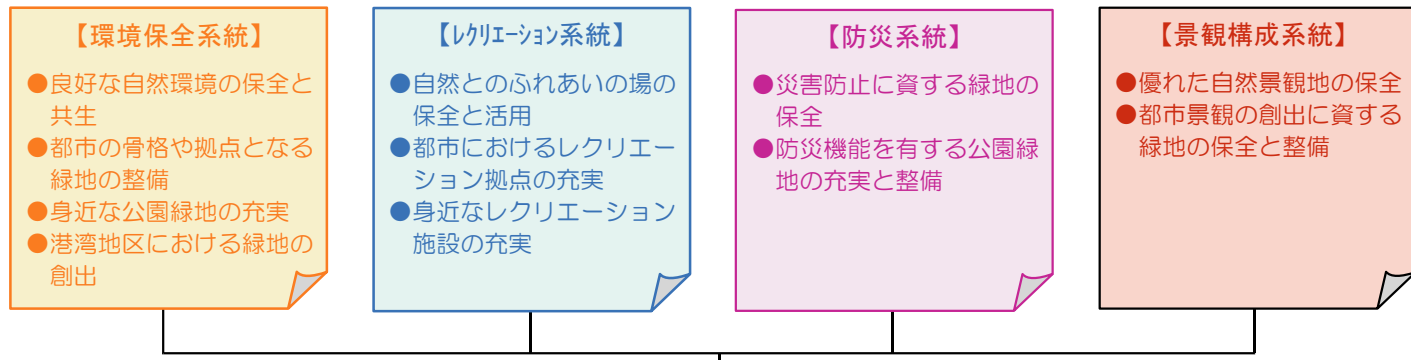


緑地の配置方針

緑の将来像及び基本方針を実現するために必要な緑地については、緑地を系統的に配置していくことが、緑地の有する諸機能を効果的に発揮させることができることから、都市の構造及び土地利用の動向などを勘案しつつ、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別に緑地の配置方針を設定した上で、総合的な緑地の配置方針を設定するものとします。



緑の将来像図



基本方針

緑の将来像の実現に向けた基本方針を次のとおり設定します。

交流の場となる公園・緑地の適正な配置と保全

公園や緑地は、市民にとって憩いとやすらぎの場であるとともに交流とふれあいの場でもあることから、市街地内の公園・緑地の整備状況に配慮しながら、身近な緑の環境づくりの充実を図ります。

● 拠点となる公園・緑地の配置

「根室市都市計画マスタープラン」の将来都市構造で位置付けられている市民の森拠点、憩いとふれあいの拠点（明治公園）、スポーツ・レクリエーション拠点（根室総合運動公園）を拠点となる公園・緑地として配置し、市民の多様なレクリエーション需要に対応した交流とふれあいの場づくりに努めます。

● 多様な機能を有する公園・緑地の配置

市街地内での公園整備状況や地域・地区における市民の利用状況などに配慮しながら、憩いとうるおいがあり交流の場となるような多様な機能を有する身近な公園・緑地の整備を図ります。

● 良好な緑地の積極的な保全

市街地内における神社林、学校林及び鉄道防雪林は市街地環境を良好に維持するとともに、身近な自然的環境を有していることから、その良好な緑地環境を協働で保全に努めます。

憩いとうるおいのある緑化の推進

都市の緑は、自然と人、都市との調和・共生などの多面的な機能を有し、市民に憩いとうるおいを与える非常に重要なものとなっていることから、公園・緑地の配置や都市景観の形成と連携・調和を図りながら、緑豊かな環境形成となるような緑化の推進を目指します。

● 土地利用に応じた緑化の推進

住宅地、商業地、工業地等の土地利用区分に応じた緑化の推進を図ります。住宅地については、市民がうるおいとやすらぎを享受できるように、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。

● 公共公益施設における緑化の推進

交通体系、公園、公共施設等の施設の設置目的に応じた緑化の推進を図ります。公園については、公園の種別や配置されている地域・地区の自然的・社会的条件や周辺の住環境などに配慮し、地域・地区のシンボルとなるような緑化に努めます。

● 緑化活動の推進

様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚を図るため、市民・事業者・行政が一体となって緑化推進体制の充実を図るとともに、緑化に関する計画・事業に対して市民・事業者が参加できる場の提供の推進を図ります。

個性と魅力ある街並みづくり

都市の景観は、その都市の環境・文化・歴史などを表すもので、近年の都市づくりでは重要なものとなっていることから、都市の緑化と連携・調和を図りながら、市民・事業者・行政が一体となって根室らしい個性と魅力ある街並み景観づくりを目指します。

● 自然景観の保全

丘陵地景観、水辺景観の保全を図ります。河川やオンネ沼・タンネ沼は、憩いとうるおいを享受する良好な水辺空間であることから、水と緑が調和した水辺景観としての保全を図ります。

● 街並み景観の形成

季節ごとのにぎわい感や地域・地区の歴史・文化などの特性や個性を醸し出せるよう、道路景観を中心とした街並み景観形成を目指すとともに、景観形成の先導的な役割を果たすよう、民間建築物や屋外広告物などの適切な誘導に努めます。また、まちの顔となる拠点においては、にぎわいと憩いを感じるとともに、交流の中心となり、本市を代表する、または本市のイメージを表すような景観形成に努めます。

● 景観形成活動の推進

景観に対する価値観や評価は多様なものであるため、景観形成の施策を進める際には、市民・事業者・行政が十分に議論し、共に理解した上で、協働・創意工夫による都市景観形成活動ができるような市民参加の場の提供推進を図ります。